

地方交付税の復元・増額に関する提言・要望

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 平成 22 年度の地方交付税については、福祉、医療、子育て等の社会保障や道路、橋梁等の改修費の増大、景気後退に伴う地方税等の減収など都市自治体の実態を、地方財政計画に的確に反映したうえで、地方交付税総額の復元・増額を継続し、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を目指すとともに、その総額を確保し、併せて、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。

2. 基準財政需要額の算定にあたっては、算定費目の拡大、単位費用の引上げ、都市自治体の財政需要の増嵩を反映した算定方法の見直しを行うこと。

また、地方再生対策費については、所要額を確保するとともに、真に財政状況の厳しい地域に重点配分されるよう配慮すること。

3. 基準財政収入額の算定にあたっては、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合には、適切な財政措置を行うこと。

また、所得税から個人住民税への税源移譲相当額を、当面、基準財政収入額に 100% 算入することについては、地方自治体の意見を十分踏まえたうえで算入率の見直しを検討すること。

4. 景気対策や政策減税、財政対策等、国が後年度財源措置すると約束した交付税措置は確実に履行すること。

5. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。